

関税暫定措置法施行規則の一部を改正する省令（案）新旧対照条文

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>関税暫定措置法施行規則（昭和四十四年大蔵省令第三十九号）</p> <p>（国内消費量の統計）</p> <p>第七条の二 令第十五条（国内消費量の統計）に規定する財務省令で定める統計は、次に掲げる農林水産省又は独立行政法人農畜産業振興機構において作成する統計とする。</p> <p>一 酪農品の需給動向</p> <p>二 米穀の国内消費仕向量の動向</p> <p>三 でん粉総合需給表</p> <p>四 食肉流通統計</p> <p>五 食肉保管状況調査</p> <p>（実質的な変更を加える加工又は製造の指定）</p> <p>第九条 令第二十六条第一項第二号に規定する財務省令で定める加工又は製造は、法第八条の二第一項又は第三項の規定の適用を受けようとする物品の該当する関税率法別表の番号の項が当該物品の原料又は材料（令第二十六条の規定により当該物品を生産した国又は地域が原産地とされる物品（別表において「原産品」という。）（以外のもの）（以下この条及び別表において「非原産品」という。）に限る。）の該当する同表の番号の項と異なることとなる加工又は製造（別表の中欄に掲げる物品にあつては、それぞれ同表の下欄に掲げる加工又は製造）とする。ただし、輸送又は保存のための乾燥、冷凍、塩水漬けその他これらに類する操作、単なる切断、選別、瓶、箱その他これらに類する包装容器に詰めること、改</p>	<p>関税暫定措置法施行規則（昭和四十四年大蔵省令第三十九号）</p> <p>（国内消費量の統計）</p> <p>第七条の二 令第十五条（国内消費量の統計）に規定する財務省令で定める統計は、次に掲げる農林水産省又は独立行政法人農畜産業振興機構において作成する統計とする。</p> <p>一 酪農品の需給動向</p> <p>二 米穀の国内消費仕向量の動向</p> <p>三 でん粉総合需給表</p> <p>四 生糸需給動向調査</p> <p>五 農林水産省食肉流通統計</p> <p>六 独立行政法人農畜産業振興機構在庫調査</p> <p>（実質的な変更を加える加工又は製造の指定）</p> <p>第九条 令第二十六条第一項第二号に規定する財務省令で定める加工又は製造は、法第八条の二第一項又は第三項の規定の適用を受けようとする物品の該当する関税率法別表の項が当該物品の原料又は材料（令第二十六条の規定により当該物品を生産した国又は地域が原産地とされる物品を除く。）の該当する同表の項と異なることとなる加工又は製造（別表の中欄に掲げる物品にあつては、それぞれ同表の下欄に掲げる加工又は製造）とする。ただし、輸送又は保存のための乾燥、冷凍、塩水漬けその他これらに類する操作、単なる切断、選別、瓶、箱その他これらに類する包装容器に詰めること、改装、仕分け、製品又は包装にマークを付け又はラベルその他の表示を張り付け若しくは添付すること、非原産品の単な</p>

装、仕分け、製品又は包装にマークを付け又はラベルその他の表示を張り付け若しくは添付すること、非原産品の単なる混合、単なる部分品の組立て及びセットにすること並びにこれらから成る操作を除く。

る混合、単なる部分品の組立て及びセットにすること並びにこれらから成る操作を除く。

2| 前項の規定の適用上、関稅定率法別表第五十類から第六十三類までに該當する物品にあつては、当該物品の生産に使用された非原産品からの加工又は製造（同項に定める加工又は製造に該當しないものに限る。）が同項に定める加工又は製造に該當するか否かを決定するに当たり、当該非原産品の總重量が当該物品の總重量の十パーセント以下の場合には、当該非原産品からの加工又は製造が同項に定める加工又は製造に該當するか否かは考慮しないものとする。

（新規）

3| 第一項の規定の適用上、異なる材料から成る物品、異なる構成要素で作られた物品及び小売用のセットにした物品にあつては、関稅定率法別表の關稅率表の解釋に關する通則3により同表における当該物品の所屬が決定される場合には、当該所屬に基づいて、同項に定める加工又は製造に該當するか否かを決定する。

（新規）

別表（第九条関係）

別表の番号	関稅定率法
第二類	生産された物品
肉及び食用のくず肉	原産品としての資格を与えるための条件
第一類又は第二類に該当する物品以外の物品からの製造（加工を含む。以下この表において同じ。）	第一類又は第二類に該当する物品以外の物品からの製造
第三類	魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物
酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品（第四項に該当する物品を除く。）	第三類に該当する物品以外の物品からの製造
第四類	酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品（第四項に該当する物品を除く。）
(1) 殻付きでない鳥卵及び卵黄（生鮮のもの及び乾燥、蒸気又は水煮による調理、成型、冷凍その他保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）のうち 卵黄以外のもの（乾燥したものを以外のものに限る。）	第四類に該当する物品以外の物品からの製造
(2) その他のもの	第四類に該当する物品以外の物品からの製造

別表（第九条関係）

別表の番号	関稅定率法
第二類	生産された物品
肉及び食用のくず肉	原産品としての資格を与えるための条件
第一類又は第二類に該当する物品以外の物品からの製造（加工を含む。以下この表において同じ。）	第一類又は第二類に該当する物品からの製造（加工を含む。以下この表において同じ。）
第三類	魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物
酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品（第四項に該当する物品を除く。）	第三類に該当する物品からの製造
第四類	酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品（第四項に該当する物品を除く。）
(1) 殻付きでない鳥卵及び卵黄（生鮮のもの及び乾燥、蒸気又は水煮による調理、成型、冷凍その他保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）のうち 卵黄以外のもの（乾燥したものを以外のものに限る。）	原産品である第四類に該当する物品からの製造
(2) その他のもの	・ 七項に該当する物品からの製造 原産品である第四類に該当する物品から

第七類	食用の野菜、根及び塊茎	製造
第八類	食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮	第八類に該当する物品以外の物品からの製造
第一類	穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン	第七類、第八類、第一類又は第一類に該当する物品以外の物品からの製造
二・八	採油用の種又は果実の粉及びミール（マスタードの粉及びミールを除く。）	第一類に該当する物品からの製造
二・二二	海藻その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとうきび（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、粉砕してあるかないかを問わない。）並びに主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品（チコリー（キコリウム・インテュプス変種サティウム）の根でいつてないものを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）	第七類、第八類又は第一類に該当する物品以外の物品からの製造
	(1) 主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品	

第七類	食用の野菜、根及び塊茎	の製造
第八類	食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮	原産品である第八類に該当する物品からの製造
第一類	穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン	原産品である第七類、第八類又は第一類に該当する物品からの製造
二・八	採油用の種又は果実の粉及びミール（マスタードの粉及びミールを除く。）	原産品である第一類に該当する物品からの製造
二・二二	海藻その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとうきび（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、粉砕してあるかないかを問わない。）並びに主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品（チコリー（キコリウム・インテュプス変種サティウム）の根でいつてないものを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）	原産品である第七類又は第八類に該当する物品からの製造
	(1) 主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品	

一五・二	<p>(2) こんにやく芋(アモルフォファルス) (切り、乾燥し又は粉状にしたものであるかないかを問わない。)</p> <p>植物性の液汁及びエキス、ペクチン質、ペクチン酸塩、ペクチン酸塩並びに寒天その他植物性原料から得た粘質物及びシククナー(変性させてあるかないかを問わない。) ののうち</p> <p>植物性の液汁及びエキス</p>	<p>第一二類に該当する物品以外の物品からの製造</p> <p>第一三・二項に該当する物品以外の物品からの製造(非原産品割合が四%以下となる製造に限る。)</p> <p>第一二・一二項又は第一三類に該当する物品以外の物品からの製造</p>
一五・二	<p>寒天</p> <p>魚又は海棲哺乳動物の油脂及びその分別物 (化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。) ののうち</p> <p>海棲哺乳動物の油脂及びその分別物</p>	<p>第一二類に該当する物品からの製造</p> <p>第一三・二項に該当する物品以外の物品からの製造(非原産品割合が四%以下となる製造に限る。)</p> <p>第一二・一二項又は第一三類に該当する物品以外の物品からの製造</p>
一五・二	<p>同上</p> <p>魚又は海棲哺乳動物の油脂及びその分別物 (化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。) ののうち</p> <p>海棲哺乳動物の油脂及びその分別物</p>	<p>第一二類に該当する物品からの製造</p> <p>第一三・二項に該当する物品以外の物品からの製造(非原産品割合が四%以下となる製造に限る。)</p> <p>第一二・一二項の海草その他の藻類からの製造</p> <p>原産品である第一二類に該当する物品からの製造</p>

第一六類	<p>肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品</p> <p>(1) 牛の肉及びくず肉（臓器及び舌を除く。）の含有量の合計が全重量の三％未満のもの（米を含むものに限る。）及びいか（調製し又は保存に適する処理をしたものであつて、気密容器入り以外の米を含むものに限る。）</p> <p>(2) その他のもの</p>	<p>第一類、第二類、第三類、第五類、第一類、第一類、第一類又は第一九類に該当する物品以外の物品からの製造</p>
一七・一	<p>甘しや糖、てん菜糖及び化学的に純粋なしよ糖（固体のものに限る。）</p>	<p>第一二類又は第一七類に該当する物品以外の物品からの製造</p>
一七・二	<p>その他の糖類（化学的に純粋な乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を含むものとし、固体のものに限る。）、糖水（香料又は着色料を加えてないものに限る。）、人造はちみつ（天然はちみつを混合してあるかないかを問わない。）、及びカラメル</p> <p>(1) 乳糖及び乳糖水</p> <p>(2) かえで糖及びかえで糖水並びにハイ</p>	<p>第四類又は第一七類に該当する物品以外の物品からの製造</p> <p>第一二類又は第一七類</p>

第一六類	<p>肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品</p> <p>(1) 牛の肉及びくず肉（臓器及び舌を除く。）の含有量の合計が全重量の三％未満のもの（米を含むものに限る。）及びいか（調製し又は保存に適する処理をしたものであつて、気密容器入り以外の米を含むものに限る。）</p> <p>(2) その他のもの</p>	<p>原産品である第一類、第三類又は第一類に該当する物品からの製造</p>
一七・一	<p>甘しや糖、てん菜糖及び化学的に純粋なしよ糖（固体のものに限る。）</p>	<p>原産品である第一二類に該当する物品からの製造</p>
一七・二	<p>その他の糖類（化学的に純粋な乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を含むものとし、固体のものに限る。）、糖水（香料又は着色料を加えてないものに限る。）、人造はちみつ（天然はちみつを混合してあるかないかを問わない。）、及びカラメル</p> <p>(1) 乳糖及び乳糖水</p> <p>(2) かえで糖及びかえで糖水並びにハイ</p>	<p>原産品である第四類に該当する物品からの製造</p> <p>原産品である第一二類</p>

・テスト・モラセス	一七・三 糖みつ（砂糖の抽出又は精製の際に生ずるものに限る。）	類に該当する物品以外の物品からの製造
(3) 化学的に純粋な果糖	一七・三 糖みつ（砂糖の抽出又は精製の際に生ずるものに限る。）	第一七・二項の化学的に純粋な果糖以外の物品からの製造
(4) その他のもの	一七・三 糖みつ（砂糖の抽出又は精製の際に生ずるものに限る。）	第七類、第八類、第一類、第一一類、第二二類又は第一七類に該当する物品以外の物品からの製造
第一八類 (省略)	一九・一 麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀粉、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品 (ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の四 % 未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)	第一七・二類又は第一七類に該当する物品以外の物品からの製造
一八・六 (省略)	一九・一 麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀粉、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品 (ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の四 % 未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)	第一七・二類又は第一七類に該当する物品以外の物品からの製造
一九・一 麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀粉、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品 (ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の五 % 未満のものに限るものとし、他の項に該当	一九・一 麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀粉、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品 (ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の五 % 未満のものに限るものとし、他の項に該当	第一七・二類又は第一七類に該当する物品以外の物品からの製造
・テスト・モラセス	一七・三 糖みつ（砂糖の抽出又は精製の際に生ずるものに限る。）	第一二項に該当する物品からの製造
(3) 化学的に純粋な果糖	一七・三 糖みつ（砂糖の抽出又は精製の際に生ずるものに限る。）	第一七・二項の化学的に純粋な果糖以外の物品からの製造
(4) その他のもの	一七・三 糖みつ（砂糖の抽出又は精製の際に生ずるものに限る。）	原産品である第七類、第八類、第一類又は第一二類に該当する物品からの製造
第一八類 同上	一九・一 麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀粉、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品 (ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の四 % 未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)	物品からの製造
一八・六 同上	一九・一 麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀粉、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品 (ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の四 % 未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)	物品からの製造
一九・一 麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀粉、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品 (ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の五 % 未満のものに限るものとし、他の項に該当	一九・一 麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀粉、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品 (ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の五 % 未満のものに限るものとし、他の項に該当	物品からの製造

するものを除く。）

(1) 麦芽エキス

(2) 米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の

以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるもの（ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。）であつて、米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、でん粉が最大の重量を占めるもの

(3) その他のもの

(i) しょ糖の含有量が全重量の五%以上のもの

(ii) その他のもの

第一類、第一類又は第一九類に該当する物品以外の物品からの製造	第四類、第七類、第八類、第一類、第一類又は第一九類に該当する物品以外の物品からの製造	第四類、第七類、第八類、第一類、第一類、第一七類又は第一九類に該当する物品以外の物品からの製造	第一類又は第一九類に該当する物品
--------------------------------	--	---	------------------

するものを除く。）

(1) 麦芽エキス

(2) 米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の

以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるもの（ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。）であつて、米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、でん粉が最大の重量を占めるもの

(3) その他のもの

(i) しょ糖の含有量が全重量の五%以上のもの

(ii) その他のもの

原産品である第一類に該当する物品からの製造	原産品である第四類、第七類、第八類、第一類又は第一二類に該当する物品からの製造	原産品である第四類又は第一類に該当する物品からの製造	原産品である第四類に該当する物品
-----------------------	---	----------------------------	------------------

<p>一九・二 スパゲッティ、マカロニ、ヌードル、ラザ ーニヤ、ニョッキ、ラビオリ、カネローニ その他のパスタ（加熱による調理をし、肉 その他の材料を詰め又はその他の調製をし たものであるかないかを問わない。）及び クースクス（調製してあるかないかを問 わない。） 一九・三 タピオカ及びでん粉から製造したタピオカ 代用品（フレーク状、粒状、真珠形、ふる いかす状その他これらに類する形状のもの に限る。） 一九・四 穀物又は穀物産品を膨張させて又はいつて 得た調製食品（例えば、コーンフレーク ）並びに粒状又はフレーク状の穀物（とう もろこしを除く。）及びその他の加工穀物 （粉、ひき割り穀物及びミールを除く。） であらかじめ加熱による調理その他の調製 をしたもの（他の項に該当するものを除く 。） 一九・五 パン、ペーストリー、ケーキ、ビスケット その他のベーカーリー製品（ココアを含有す るかしないかを問わない。）及び聖さん用 ウエハー、医療用に適するオブラート、シ ーリングウエハー、ライスペーパーその他 これらに類する物品</p>	<p>外の物品からの製造 第一類、第一類 又は第一九類に該当 する物品以外の物品 からの製造 第七類、第八類、第 一類、第一類又 は第一九類に該当す る物品以外の物品か らの製造 第一類、第一類 又は第一九類に該当 する物品以外の物品 からの製造</p>
<p>一九・二 スパゲッティ、マカロニ、ヌードル、ラザ ーニヤ、ニョッキ、ラビオリ、カネローニ その他のパスタ（加熱による調理をし、肉 その他の材料を詰め又はその他の調製をし たものであるかないかを問わない。）及び クースクス（調製してあるかないかを問 わない。） 一九・三 タピオカ及びでん粉から製造したタピオカ 代用品（フレーク状、粒状、真珠形、ふる いかす状その他これらに類する形状のもの に限る。） 一九・四 穀物又は穀物産品を膨張させて又はいつて 得た調製食品（例えば、コーンフレーク ）並びに粒状又はフレーク状の穀物（とう もろこしを除く。）及びその他の加工穀物 （粉、ひき割り穀物及びミールを除く。） であらかじめ加熱による調理その他の調製 をしたもの（他の項に該当するものを除く 。） 一九・五 パン、ペーストリー、ケーキ、ビスケット その他のベーカーリー製品（ココアを含有す るかしないかを問わない。）及び聖さん用 ウエハー、医療用に適するオブラート、シ ーリングウエハー、ライスペーパーその他 これらに類する物品</p>	<p>原産品である第一 類に該当する物品か らの製造 原産品である第七類 、第八類又は第一 類に該当する物品か らの製造 原産品である第一 類に該当する物品か らの製造</p>

二・一	(1) スイートビスケット及びあられ、せんべいその他これらに類する米菓並びにビスケット、クッキー及びクラッカー並びに主としてばれいしよの粉から成る混合物を成型した後、食用油で揚げ又は焼いたもの (2) その他のもの	第七類、第八類、第一類、第一類又は第一九類に該当する物品以外の物品からの製造
二・二	食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をした野菜、果実、ナットその他植物の食用の部分	第七類、第八類又は第一類に該当する物品以外の物品からの製造
二・三	調製し又は保存に適する処理をしたトマト（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）	第七類又は第一類に該当する物品以外の物品からの製造
二・四	調製し又は保存に適する処理をしたきのこ及びトリフ（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。） 調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍したものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第二・六項の物品を除く。）	第七類又は第一類に該当する物品以外の物品からの製造
二・一	(1) ヤングコーンコブ	第二・四項に該当する物品以外の物
二・二	調製し又は保存に適する処理をしたトマト（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）	原産品である第七類に該当する物品からの製造
二・三	調製し又は保存に適する処理をしたきのこ及びトリフ（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）	原産品である第七類に該当する物品からの製造
二・四	調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍したものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第二・六項の物品を除く。）	原産品である第七類に該当する物品からの製造
二・一	(1) ヤングコーンコブ	第二・四項に該当する物品以外の物
二・二	調製し又は保存に適する処理をしたトマト（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）	原産品である第七類に該当する物品からの製造
二・三	調製し又は保存に適する処理をしたきのこ及びトリフ（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）	原産品である第七類に該当する物品からの製造
二・四	調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍したものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第二・六項の物品を除く。）	原産品である第七類に該当する物品からの製造
二・一	(1) スイートビスケット及びあられ、せんべいその他これらに類する米菓並びにビスケット、クッキー及びクラッカー並びに主としてばれいしよの粉から成る混合物を成型した後、食用油で揚げ又は焼いたもの (2) その他のもの	原産品である第七類、第八類又は第一類に該当する物品からの製造
二・二	食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をした野菜、果実、ナットその他植物の食用の部分	第七類、第八類又は第一類に該当する物品からの製造
二・三	調製し又は保存に適する処理をしたトマト（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）	原産品である第七類に該当する物品からの製造
二・四	調製し又は保存に適する処理をしたきのこ及びトリフ（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。） 調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍したものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第二・六項の物品を除く。）	原産品である第七類に該当する物品からの製造
二・一	(1) ヤングコーンコブ	第二・四項に該当する物品以外の物

	<p>二・五</p> <p>調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍してないものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第二・六項の物品を除く。）</p> <p>(1) ヤングコーンコブ</p> <p>(2) えんどう（ピスム・サティウム）（砂糖を加えたものでさや付き以外のもの）及びさやを除いたささげ属又はいんげんまめ属の豆（砂糖を加えたもので気密容器入りのもの）（豚の肉又はラードその他の豚脂及びトマトピューレーその他のトマト調製品を含むものに限る。）（以外のもの）</p>	<p>品からの製造（非原産品割合が四％以下となる製造に限る。）</p> <p>第七類、第一類、第一類又は第二類に該当する物品以外の物品からの製造</p>
--	---	--

	<p>二・五</p> <p>調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍してないものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第二・六項の物品を除く。）</p> <p>(1) ヤングコーンコブ</p> <p>(2) えんどう（ピスム・サティウム）（砂糖を加えたものでさや付き以外のもの）及びさやを除いたささげ属又はいんげん属の豆（砂糖を加えたもので気密容器入りのもの）（豚の肉又はラードその他の豚脂及びトマトピューレーその他のトマト調製品を含むものに限る。）（以外のもの並びに</p>	<p>品からの製造（非原産品割合が四％以下となる製造に限る。）</p> <p>原産品である第七類又は第一類に該当する物品からの製造</p>
--	---	---

二・八	<p>料又はアルコールを加えてあるかないかを 他の調製をし又は保存に適する処理をし たものに限るものとし、砂糖その他の甜味 料又はアルコールを加えてあるかないかを</p>	<p>第七類又は第一類 に該当する物品以外 の物品からの製造</p>
二・七	<p>ジャム、フルーツゼリー、マーマレード、 果実又はナットのピューレー及び果実又は ナットのペースト（加熱調理をして得られ たものに限るものとし、砂糖その他の甜味 料を加えてあるかないかを問わない。）</p>	<p>第八類又は第一類 に該当する物品以外 の物品からの製造</p>
二・六	<p>砂糖により調製した野菜、果実、ナット、 果皮その他植物の部分（ドレインしたもの 、グラスセのもの及びクリスタライズした ものに限る。）</p>	<p>第七類、第八類、第 九類、第一二類、第 一七類又は第二類 に該当する物品以外 の物品からの製造</p>
	<p>(3) その他のもの 。 （以外のもの） 並びにばれいしよ、えんどう（ピスマ ム・サティウム）、ささげ属又はい んげんまめ属の豆、アスパラガス、 オリーブ、スイートコーン以外の野 菜及びこれら以外の野菜を混合した もの（砂糖を加えたもので気密容器 入りのもの（豚の肉又はラードその 他の豚脂及びトマトピューレーその 他のトマト調製品を含むものに限る 。）以外のもの）</p>	<p>第七類又は第一類 に該当する物品以外 の物品からの製造</p>
二・八	<p>料又はアルコールを加えてあるかないかを 他の調製をし又は保存に適する処理をし たものに限るものとし、砂糖その他の甜味 料又はアルコールを加えてあるかないかを</p>	<p>第七類又は第一類 に該当する物品から の製造</p>
二・七	<p>ジャム、フルーツゼリー、マーマレード、 果実又はナットのピューレー及び果実又は ナットのペースト（加熱調理をして得られ たものに限るものとし、砂糖その他の甜味 料を加えてあるかないかを問わない。）</p>	<p>原産品である第八類 に該当する物品から の製造</p>
二・六	<p>砂糖により調製した野菜、果実、ナット、 果皮その他植物の部分（ドレインしたもの 、グラスセのもの及びクリスタライズした ものに限る。）</p>	<p>原産品である第七類 に該当する物品から の製造</p>
	<p>(3) その他のもの の ばれいしよ、えんどう（ピスマ・サ ティウム）、ささげ属又はいんげん 豆属、アスパラガス、オリーブ、ス イートコーン以外の野菜及びこれら 以外の野菜を混合したもの（砂糖を 加えたもので気密容器入りのもの（ 豚の肉又はラードその他の豚脂及び トマトピューレーその他のトマト調 製品を含むものに限る。）以外のもの）</p>	<p>原産品である第七類 に該当する物品から の製造</p>

<p>問わず、他の項に該当するものを除く。）</p> <p>(1) ピーナツバター</p> <p>(2) その他のもの</p>	<p>第二・八項に該当する物品以外の物品からの製造（非原産品割合が四％以下となる製造に限る。）</p>
<p>二・九</p> <p>果実又は野菜のジュース（ぶどう搾汁を含み、発酵しておらず、かつ、アルコールを加えてないものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）</p> <p>二二・一</p> <p>コーヒー、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品、コーヒー、茶又はマテをもととした調製品並びにチコリーその他のコーヒー代用品（いつたものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物のうち</p> <p>品</p> <p>（1） ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の</p>	<p>第七類、第八類又は第九類、第一二類、第一七類又は第二一類に該当する物品以外の物品からの製造</p>
<p>問わず、他の項に該当するものを除く。）</p> <p>(1) ピーナツバター</p> <p>(2) その他のもの</p>	<p>第二・八項に該当する物品以外の物品からの製造（非原産品割合が四％以下となる製造に限る。）</p>
<p>二・九</p> <p>果実又は野菜のジュース（ぶどう搾汁を含み、発酵しておらず、かつ、アルコールを加えてないものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）</p> <p>二二・一</p> <p>コーヒー、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品、コーヒー、茶又はマテをもととした調製品並びにチコリーその他のコーヒー代用品（いつたものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物のうち</p> <p>品</p> <p>（1） ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の</p>	<p>原産品である第七類又は第八類に該当する物品からの製造</p>
<p>問わず、他の項に該当するものを除く。）</p> <p>(1) ピーナツバター</p> <p>(2) その他のもの</p>	<p>第二・八項に該当する物品以外の物品からの製造（非原産品割合が四％以下となる製造に限る。）</p>

二二・六	(1) たんぱく質濃縮物及び繊維状にしたたんぱく質系物質	調製食料品（他の項に該当するものを除く）	の製造
二二・五	アイスクリームその他の氷菓（ココアを含む有するかしないかを問わない。）	第四類、第一九類又は第二二類に該当する物品以外の物品からの製造	原産品である第四類に該当する物品からの製造
二二・四	(省略)		
二二・三	(省略)		
	(ii) その他のもの	第二一・一項に該当する物品以外の物品からの製造（非原産品割合が四％以下となる製造に限る。）	の製造
二二・六	(1) たんぱく質濃縮物及び繊維状にしたたんぱく質系物質	調製食料品（他の項に該当するものを除く）	の製造
二二・五	アイスクリームその他の氷菓（ココアを含む有するかしないかを問わない。）	原産品である第四類に該当する物品からの製造	の製造
二二・四	同上		
二二・三	同上		
	(ii) その他のもの	第二一・一項に該当する物品以外の物品からの製造（非原産品割合が四％以下となる製造に限る。）	の製造

<p>(i) ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三 % 以上の調製品(たんばく質の含有量が全重量の八 % 以上でその成分中植物性たんばくの重量が最大のたんばく質濃縮物のうち、小売用の容器入りにしたもので、一個の正味重量が五グラム未満のものを除く。) 以外のものでしよ糖の含有量が全重量の五 % 以上のもの</p> <p>(ii) ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三 % 以上の調製品(たんばく質の含有量が全重量の八 % 以上でその成分中植物性たんばくの重量が最大のたんばく質濃縮物のうち、小売用の容器入りにしたもので、一個の正味重量が五グラム未満のものを除く。) のもの</p> <p>(iii) その他のもの</p>	<p>第四類、第一九類又は第二一類に該当する物品以外の物品からの製造</p> <p>第二一・六項に該当する物品以外の物品からの製造(非原産品割合が四 % 以下となる製造に限る。)</p>
<p>(i) ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三 % 以上の調製品(たんばく質の含有量が全重量の八 % 以上でその成分中植物性たんばくの重量が最大のたんばく質濃縮物のうち、小売用の容器入りにしたもので、一個の正味重量が五グラム未満のものを除く。) のもの</p> <p>(ii) ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三 % 以上の調製品(たんばく質の含有量が全重量の八 % 以上でその成分中植物性たんばくの重量が最大のたんばく質濃縮物のうち、小売用の容器入りにしたもので、一個の正味重量が五グラム未満のものを除く。) のもの</p> <p>(iii) その他のもの</p>	<p>原産品である第四類に該当する物品からの製造</p> <p>第二一・六項に該当する物品以外の物品からの製造(非原産品割合が四 % 以下となる製造に限る。)</p>

	(2) その他のもの	
	(i) ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三 %以上の調製品	第四類、第一九類又は第二二類に該当する物品以外の物品からの製造
	(ii) その他のもの	
1	米、小麦(ライ小麦を含む。) 又は大麦(裸麦を含む。)(のいずれかの含有量が全重量の三 %を超える調製食料品	第一類、第一二類、第一九類又は第二二類に該当する物品以外の物品からの製造
2	糖水(着色料又は香味料を加えたものに限る。)	第七類、第八類、第一類、第一二類、第二七類又は第二二類に該当する物品以外の物品からの製造
3	チューニングガム	第二一・六項に該当する物品以外の物品からの製造
4	こんにやく	第二二類又は第二一類に該当する物品以外の物品からの製造
5	飲料製造に使用する種類の調製	

	(2) その他のもの	
	(i) ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三 %以上の調製品	原産品である第四類に該当する物品からの製造
	(ii) その他のもの	
1	米、小麦(ライ小麦を含む。) 又は大麦(裸麦を含む。)(のいずれかの含有量が全重量の三 %を超える調製食料品	原産品である第一二類に該当する物品からの製造
2	糖水(着色料又は香味料を加えたものに限る。)	原産品である第七類、第八類、第一二類又は第二二類に該当する物品からの製造
3	チューニングガム	第二一・六項に該当する物品以外の物品からの製造(非原産品割合が四 %以下となる製造に限る。)
4	こんにやく	原産品である第二二類に該当する物品からの製造
5	飲料製造に使用する種類の調製	

品でアルコールを含有するもの (アルコール分が・五%を超 えるものに限り。))	i 果汁をもととした調製品(ア ルコール分が1%未満のもの に限り。))	ii その他のもの	第八類、第二類又 は第二一類に該当す る物品以外の物品か らの製造 飲料製造に使用する 種類の調製品でアル コールを含有するも の(アルコール分が ・五%を超えるも のに限り。) 及び第 二二・ 八項に該当 する物品以外の物品 からの製造(非原産 品割合が四 %以下 となる製造に限り。)
6 その他のもの	i 砂糖を加えたもの	一 おたねにんじん又はその工 キスを含有する飲料のもと 及びビタミンをもととした 栄養補助食品	第二一・ 六項に該 当する物品以外の物 品からの製造(非原 産品割合が四 %以 下となる製造に限り)。

品でアルコールを含有するもの (アルコール分が・五%を超 えるものに限り。))	i 果汁をもととした調製品(ア ルコール分が1%未満のもの に限り。))	ii その他のもの	原産品である第八類 に該当する物品から の製造 飲料製造に使用する 種類の調製品でアル コールを含有するも の(アルコール分が ・五%を超えるも のに限り。) 及び第 二二・ 八項に該当 する物品以外の物品 からの製造(非原産 品割合が四 %以下 となる製造に限り。)
6 その他のもの	i 砂糖を加えたもの	一 おたねにんじん又はその工 キスを含有する飲料のもと 及びビタミンをもととした 栄養補助食品	第二一・ 六項に該 当する物品以外の物 品からの製造(非原 産品割合が四 %以 下となる製造に限り)。

二 その他のもの

(一) しょ糖の含有量が全重量の五 % 未満のもの
第二一・六項に該当する物品以外の物品からの製造（非原産品割合が四 % 以下となる製造に限る。）

(二) その他のもの

(A) 小売用の容器入りにしたもので、容器ともの一個の重量が五グラム以下のもの及びしょ糖の含有量が全重量の八五 % 以上のもの（小売用の容器入りにしたもの（容器ともの一個の重量が五グラム以下のものに限る。）、成分に変更を加えることなく小売用の容器入りしたもの（容器ともの一個の重量が五グラム以下のものに限る。）にすることを定める旨が政令で定められたもの及び課税価格が一キログラムにつき二五七円を超えるものを除く。）

二 その他のもの

(一) しょ糖の含有量が全重量の五 % 未満のもの
第二一・六項に該当する物品以外の物品からの製造（非原産品割合が四 % 以下となる製造に限る。）

(二) その他のもの

(A) 小売用の容器入りにしたもので、容器ともの一個の重量が五グラム以下のもの及びしょ糖の含有量が全重量の八五 % 以上のもの（小売用の容器入りにしたもの（容器ともの一個の重量が五グラム以下のものに限る。）、成分に変更を加えることなく小売用の容器入りしたもの（容器ともの一個の重量が五グラム以下のものに限る。）にすることを定める旨が政令で定められたもの及び課税価格が一キログラムにつき二五七円を超えるものを除く。）

<p>二二・二 二三・二 四</p>	<p>(省略) ぶどう酒(強化ぶどう酒を含むものとし、 生鮮のぶどうから製造したものに限り、) 及びぶどう搾汁(第二・九項のものを</p>	<p>ii その他のもの</p>	<p>その他のもの は乳脂肪を含有するも の 第四類、第七類、第 八類、第一類、第 一類、第二類、 第一七類、第一九類 又は第二二類に該当 する物品以外の物品 からの製造 第二一・六項に該 当する物品以外の物 品からの製造(非原 産品割合が四 %以 下となる製造であつ て、かつ、製造に使 用した砂糖は原産品 に限る。)</p>
<p>二二・二 二三・二 四</p>	<p>同上</p>	<p>ii その他のもの</p>	<p>その他のもの は乳脂肪を含有するも の 原産品である第四類 、第七類、第八類、 第一類又は第二二 類に該当する物品か らの製造 第二一・六項に該 当する物品以外の物 品からの製造(非原 産品割合が四 %以 下となる製造に限る)</p>

<p>二二・六</p>	<p>その他の発酵酒（例えば、りんご酒、なし酒及びミード）並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物（他の項に該当するものを除く。）</p>	<p>第二・九項、第二二・四項又は第二二・五項に該当する物品以外の物品からの製造</p>
<p>二二・五</p>	<p>ベルモットその他のぶどう酒（生鮮のぶどうから製造したもので、植物又は芳香性物質により香味を付けたものに限る。）</p> <p>(1) ニリットルを超える容器入りにしたもの（アルコール分が1%未満のものに限る。）</p> <p>(2) その他のもの</p>	<p>第八類、第二類又は第二二類に該当する物品以外の物品からの製造</p>
<p>二二・六</p>	<p>その他の発酵酒（例えば、りんご酒、なし酒及びミード）並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物（他の項に該当するものを除く。）</p>	<p>第二・九項又は第二二・四項に該当する物品以外の物品からの製造</p>
<p>二二・五</p>	<p>ベルモットその他のぶどう酒（生鮮のぶどうから製造したもので、植物又は芳香性物質により香味を付けたものに限る。）</p> <p>(1) ニリットルを超える容器入りにしたもの（アルコール分が1%未満のものに限る。）</p> <p>(2) その他のもの</p>	<p>原産品である第八類に該当する物品からの製造</p>
<p>二二・六</p>	<p>その他の発酵酒（例えば、りんご酒、なし酒及びミード）並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物（他の項に該当するものを除く。）</p>	<p>第二・九項、第二二・四項又は第二二・五項に該当する物品以外の物品からの製造</p>

二二・八	(1) アルコール分が1%未満のもの	第八類、第二類又は第二二類に該当する物品以外の物品からの製造
	(2) その他のもの	第二二・六項に該当する物品以外の物品からの製造（非原産品割合が四%以下となる製造に限る。）
	(3) その他のもの	第二二・八項に該当する物品以外の物品からの製造（非原産品割合が四%以下となる製造に限る。）
	(1) エチルアルコール及び蒸留酒	第二二・七項又は第二二・八項に該当する物品以外の物品からの製造
	(2) 果汁をもととした飲料（アルコール分が1%未満のものに限る。）	第八類、第二類又は第二二類に該当する物品以外の物品からの製造
	(3) その他のもの	第二二・八項に該当する物品以外の物品からの製造（非原産品割合が四%以下となる製造に限る。）

二二・八	(1) アルコール分が1%未満のもの	原産品である第八類に該当する物品からの製造
	(2) その他のもの	第二二・六項に該当する物品以外の物品からの製造（非原産品割合が四%以下となる製造に限る。）
	(3) その他のもの	第二二・八項に該当する物品以外の物品からの製造（非原産品割合が四%以下となる製造に限る。）
	(1) エチルアルコール及び蒸留酒	第二二・七項又は第二二・八項に該当する物品以外の物品からの製造
	(2) 果汁をもととした飲料（アルコール分が1%未満のものに限る。）	原産品である第八類に該当する物品からの製造
	(3) その他のもの	第二二・八項に該当する物品以外の物品からの製造（非原産品割合が四%以下となる製造に限る。）

二二・九 ～ 三四・七 三五・二	<p>(省略)</p> <p>アルブミン(二以上のホエイたんぱく質の濃縮物を含むものとし、ホエイたんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の八%を超えるものに限る。)及びアルブミンナートその他のアルブミン誘導体のうち 卵白</p>	下となる製造に限る。
三五・五	<p>デキストリンその他の変性でん粉(例えば、糊化剤でん粉及びエステル化でん粉)及びでん粉又はデキストリンその他の変性でん粉をもとした膠着剤</p> <p>(1) エステル化でん粉その他のでん粉誘導体</p> <p>(2) その他のもの</p>	<p>第三五・五項に該当するエステル化でん粉その他のでん粉誘導体以外の物品からの製造</p> <p>第七類、第八類、第一類、第一類又は第三五類に該当する物品以外の物品か</p>

二二・九 ～ 三四・七 三五・二	<p>同上</p> <p>アルブミン(二以上のホエイたんぱく質の濃縮物を含むものとし、ホエイたんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の八%を超えるものに限る。)及びアルブミンナートその他のアルブミン誘導体のうち 卵白</p>	下となる製造に限る。
三五・五	<p>デキストリンその他の変性でん粉(例えば、糊化剤でん粉及びエステル化でん粉)及びでん粉又はデキストリンその他の変性でん粉をもとした膠着剤</p> <p>(1) エステル化でん粉その他のでん粉誘導体</p> <p>(2) その他のもの</p>	<p>第三五・五項に該当するエステル化でん粉その他のでん粉誘導体以外の物品からの製造</p> <p>原産品である第七類、第八類又は第一類に該当する物品からの製造</p>

第六二類	第三六・六	(省略)	らの製造
第六二類	第四・七	(省略)	
第六二類	第四・一二	合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材のうち	
第六二類	第四・一六	合板（木材の単板のみから成るもので各単板の厚さが六ミリメートル以下のものに限る。）	第四四・七項、第四四・八項又は第四四・一二項に該当する物品以外の物品からの製造
第六二類	第六類	(省略)	
第六二類	第六一類	衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	紡織用繊維の系からの製造
第六二類	第三六・六	同上	
第六二類	第四・七	同上	
第六二類	第四・一二	合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材のうち	
第六二類	第四・一六	合板（木材の単板のみから成るもので各単板の厚さが六ミリメートル以下のものに限る。）	原産品である第四四・七項又は第四四・八項に該当する物品からの製造
第六二類	第六類	同上	
第六二類	第六一類	衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）（第六一・一三項に該当する物品を除く。）	化学品、第四七・一項から第四七・六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの製造
第六二類	六一・一三	衣類（第五九・三項、第五九・六項又は第五九・七項のメリヤス編物又はクロセ編物から製品にしたものに限る。）	紡織用繊維の系からの製造
第六二類	同上	同上	

七三・二	鉄鋼製の管及び中空の形材（継目なしのものに限るものとし、鑄鉄製のものを除く。）	第七二類（第七二・七項、第七二・一八項及び第七二・二四項を除く。）又は第七三類に該当する物品以外の物品からの製造
七三・四	鉄鋼製の管及び中空の形材（継目なしのものに限るものとし、鑄鉄製のものを除く。）	第七二類（第七二・七項、第七二・一八項及び第七二・二四項を除く。）又は第七三類に該当する物品以外の物品からの製造
七三・五	鉄鋼製のその他の管（例えば、溶接、リベット接合その他これらに類する接合をしたもの。横断面が円形のもので、外径が四六・四ミリメートルを超えるものに限る。）	第七二類（第七二・七項、第七二・一八項及び第七二・二四項を除く。）又は第七三類に該当する物品以外の物品からの製造
七三・六	鉄鋼製のその他の管及び中空の形材（例えば、オープンシームのもの及び溶接、リベット接合その他これらに類する接合をしたもの）	第七二類（第七二・七項、第七二・一八項及び第七二・二四項を除く。）又は第七三類に該当する物品以外の物品からの製造
七三・一一二	（省略）	
九六・一七	（省略）	

七三・二	鉄鋼製の管及び中空の形材（継目なしのものに限るものとし、鑄鉄製のものを除く。）	第七二・七項、第七二・一八項又は第七二・二四項に該当する物品からの製造
七三・四	鉄鋼製の管及び中空の形材（継目なしのものに限るものとし、鑄鉄製のものを除く。）	第七二・一八項又は第七二・二四項に該当する物品からの製造
七三・五	鉄鋼製のその他の管（例えば、溶接、リベット接合その他これらに類する接合をしたもの。横断面が円形のもので、外径が四六・四ミリメートルを超えるものに限る。）	第七二・一八項又は第七二・二四項に該当する物品からの製造
七三・六	鉄鋼製のその他の管及び中空の形材（例えば、オープンシームのもの及び溶接、リベット接合その他これらに類する接合をしたもの）	第七二・一七項、第七二・一八項又は第七二・二四項に該当する物品からの製造
七三・一一二	同上	
九六・一七	同上	

一 この表の次の用語については、それぞれ次に定めるところによる。

- (一) 「化学品」とは、関稅定率法別表第二八類から第三九類までに該当する物品で、紡織用纖維の製造の用に供するものをいう。
- (二) 「織物類又は編物」とは、関稅定率法別表第五類から第五六類まで及び第五八類から第六類までに該当する織物、フェルト、不織布、メリヤス編物、クロセ編物又はレースをいう。
- (三) 「非原産品の價格」とは、非原産品の特惠受益国に輸入された際の課稅價格（世界貿易機關を設立するマラケシュ協定附屬書一Aの千九百九十四年の關稅及び貿易に関する一般協定第七条の実施に関する協定に基づいて計算される價格）（当該非原産品が当該特惠受益国の輸入港に到着するまでの運送に要する運賃、保險料その他当該運送に関連する費用を含む。）又はこれに準ずる價格（をいい、当該課稅價格を確認することができない物品については、特惠受益国において対価として支払われたことを確認することができ最初の支払いに係る價格をいう）。
- (四) 「生産された物品の價格」とは、特惠受益国から輸出される物品の当該国の輸出港における本船甲板渡し價格（輸出の際に軽減、免除又は払戻しを受けるべき内國消費稅の額を除く。）又はこれに準ずる價格をいう。
- (五) 「非原産品割合」とは、原料又は材料として使用された非原産品の價格が生産された物品の價格のうちに占める割合をいう。
- 二 この表の各項において、同表の下欄において製造につき非原産品割合が一定の率以下となることが必要とされる条件（以下「定率基準」という。）（を定める項の中欄に掲げる物品）（以下「製品」という。）（の原料又は材料として使用された

一 この表の次の用語については、それぞれ次に定めるところによる。

- (一) 「原産品」とは、一の国又は地域（以下「特惠受益国」という。）において生産された第八条各号に掲げる物品及び第九条に規定する加工又は製造がされた物品をいう。
- (二) 「非原産品」とは、(一)に規定する原産品以外の物品をいう。
- (三) 「化学品」とは、関稅定率法別表第二八類から第三九類までに該当する物品で、紡織用纖維の製造の用に供するものをいう。
- (四) 「織物類又は編物」とは、関稅定率法別表第五類から第五六類まで及び第五八類から第六類までに該当する織物、フェルト、不織布、メリヤス編物、クロセ編物又はレースをいう。
- (五) 「非原産品の價格」とは、非原産品の特惠受益国に輸入された際の課稅價格（世界貿易機關を設立するマラケシュ協定附屬書一Aの千九百九十四年の關稅及び貿易に関する一般協定第七条の実施に関する協定に基づいて計算される價格）（当該非原産品が当該特惠受益国の輸入港に到着するまでの運送に要する運賃、保險料その他当該運送に関連する費用を含む。）又はこれに準ずる價格（をいい、当該課稅價格を確認することができない物品については、特惠受益国において対価として支払われたことを確認することができ最初の支払いに係る價格をいう）。
- (六) 「生産された物品の價格」とは、特惠受益国から輸出される物品の当該国の輸出港における本船甲板渡し價格（輸出の際に軽減、免除又は払戻しを受けるべき内國消費稅の額を除く。）又はこれに準ずる價格をいう。
- (七) 「非原産品割合」とは、原料又は材料として使用された非原産品の價格が生産された物品の價格のうちに占める割合をいう。
- 二 この表の下欄において製造につき非原産品割合が一定の率以下となることが必要とされている項（以下「定率基準を定める項」という。）（の中欄に掲げる物品）（以下「製品」という。）（の原料又は材料として使用された物品）（以下「

物品（以下「中間生産品」という。）が定率基準を定める他の項の中欄に掲げる物品に該当するときは、当該製品に係る定率基準を定める項の適用については、当該中間生産品の生産に使用された原産品及び非原産品は、製品の生産に直接に使用されたものとみなす

三 この表の下欄において定率基準以外の条件は、中欄に掲げる物品の生産に使用される原料又は材料のうち原産品については、適用されない。

四 この表の下欄に記載する紡織用天然繊維及び人造繊維の短繊維には、これらの繊維と人造繊維の長繊維（当該欄にこれらの繊維と第五 一項に該当する物品とがあわせて記載されている場合には、生糸又は人造繊維の長繊維）とを混ぜたものは含まない。

五 関稅定率法別表第六一類から第六三類までに該当する物品が原産品であるか否かを決定するに当たり、物品の生産に使用された原料又は材料であつて同表第五類から第六三類までに該当しないものについては、繊維を含むか否かを問わず、考慮しない。

中間生産品」という。）が他の定率基準を定める項の中欄に掲げる物品に該当するときは、製品に係る定率基準を定める項の適用については、当該中間生産品の生産に使用された原産品及び非原産品は、製品の生産に直接に使用されたものとみなす。

（新規）

三 この表の下欄に記載する紡織用天然繊維及び人造繊維の短繊維には、これらの繊維と人造繊維の長繊維（当該欄にこれらの繊維と第五 一項に該当する物品とがあわせて記載されている場合には、生糸又は人造繊維の長繊維）とを混ぜたものは含まない。

（新規）